

令和元年第3回定例会
新冠町議会会議録
第2日（令和元年 9月13日）

◎議事日程（第2日）

開議宣告

議事日程の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 諸般の報告

第 3 一般質問

第 4 議案第44号 令和元年度新冠町一般会計補正予算

第 5 議案第45号 令和元年度新冠町簡易水道事業特別会計補正予算

第 6 議案第46号 令和元年度新冠町下水道事業特別会計補正予算

第 7 議員派遣の件

第 8 発委第 3号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を
求める意見書の提出について

第 9 会議案第10号 閉会中の継続調査について

第10 会議案第11号 閉会中の継続調査について

第11 会議案第12号 閉会中の継続調査について

「閉議宣告」

「閉会宣告」

◎出席議員（12名）

1番	芳住革二君	2番	長浜謙太郎君
3番	酒井益幸君	4番	武田修一君
5番	但野裕之君	6番	竹中進一君
7番	須崎栄子君	8番	氏家良美君
9番	秋山三津男君	10番	中川信幸君
11番	堤俊昭君	12番	荒木正光君

◎出席説明員

町長	鳴海修司君
副町長	中村義弘君
教育長	山本政嗣君
総務課長	坂本隆二君
企画課長	原田和人君
町民生活課長	坂東桂治君
保健福祉課長	鷹觜寧君
税務課長	佐藤正秀君
産業課長	島田和義君
建設水道課長	関口英一君
会計管理者	田村一晃君
診療所事務長	杉山結城君
特別養護老人ホーム所長	山谷貴君
牧野所長	堤秀文君
総務課総括主幹	佐々木京君
企画課総括主幹	楫川聡明君
町民生活課総括主幹	竹内修君
保健福祉課総括主幹	新宮信幸君
税務課総括主幹	今村力君
産業課総括主幹	三宅範正君
建設水道課総括主幹	寺西訓君
建設水道課総括主幹	磯野貴弘君
管理課長	工藤匡君
社会教育課長	湊昌行君
管理課総括主幹	小久保卓君
管理課総括主幹	坂元一馬君
社会教育課総括主幹	谷藤聡君

社会教育課総括主幹
農業委員会事務局長
代表 監 査 委 員

曾 我 和 久 君
本 間 浩 之 君
岬 長 敏 君

◎議会事務局

議 会 事 務 局 長
議会事務局総括主幹

佐 渡 健 能 君
伊 藤 美 幸 君

(午前9時57分 開会)

◎開議宣告

○議長（荒木正光君） 皆さん、おはようございます。

開議に先立ち、堤議員から病気治療のため本日午前の審議を欠席する旨提出があり、これを受理しましたので報告します。

ただいまから令和元年第3回新冠町議会定例会第2日目の会議を開きます。

議事に先立ち、定例会第1日目、議案第41号における但野議員の質疑に関して、鳴海町長から発言の申し出がありましたので、これを許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 第3回定例会初日上程の議案第41号但野議員ご質問の答弁についてですが、質問の趣旨は、現指定管理者並びに指定管理方法にあると捉え、まさに経営の本質に及ぶものと判断してございます。また、指定管理者選定委員会を経て、上程に立っている経過から、町長としての立ち位置はご理解いただけるものと思っておりますし、現状における経営改善等の取り組みにつきましても、選定委員会のやりとりの中では課長答弁をさせていただいてございました。議員からは再々質問までいただきましたが、すべて指定管理のあり方に起因しているものとの判断から、繰り返しの答弁となりましたことにご理解願います。なお、議員ご質問の内容、提言につきましては9月末の取締役会をはじめ、株主総会で町長の立場として伝えますので、あわせてご理解願います。

◎議事日程の報告

○議長（荒木正光君） 議事日程を報告いたします。

議事日程は、お手元に配布した印刷物のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（荒木正光君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、9番、秋山三津男議員、10番、中川信幸議員を指名いたします。

◎日程第2 諸般の報告

○議長（荒木正光君） 日程第2、諸般の報告を行います。

諸般の報告については、今定例会初日に設置されました平成30年度新冠町一般会計等決算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、委員長に秋山三津男議員、副委員長に長浜健太郎議員、以上のとおり互選された旨報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第3 一般質問

○議長（荒木正光君） 日程第3、一般質問を行います。

通告の順序に従い、発言願います。

酒井益幸議員の当町における今後の防災対策や防災士の必要性についての発言を許可いたします。

酒井議員。

○3番（酒井益幸君） 3番酒井益幸です。議長より発言の許可を得ましたので、通告に従い当町における今後の防災対策や防災士の必要性についてを質問いたします。

昨年、胆振東部地震による甚大な被害に見舞われ、本年8月に西日本一帯を襲い、北海道にも影響を及ぼした台風10号、その後九州北部豪雨、千葉県を直撃した台風15号の被害について亡くなられた方々の冥福とともに、被害者の方々に心からお見舞い申し上げます。

当町では、平成15年台風10号の豪雨災害による4人の尊い命が奪われております。忘れることはできません。今後も続く豪雨、台風、地震、津波などの自然災害に厳重な注意と防災への備え、対策が必要であると認識しております。近年頻発する大規模災害に国の防災減災対策は転換しつつあります。国の中央防災会議の作業部会が、昨年末行政が一人一人を助けることはできないとして行政の力の限界を明確にしており、みずからの命はみずからで守るという意識をと呼びかけております。同会議での自助、共助の取り組みを公助が支援するところに防災意識社会が構築されるという掲載の新聞記事がございました。昨年の西日本豪雨被害では、愛媛県大津市の三善地区がありますけれども、みずからの判断で早期に自主避難して全員が助かった地域がございますし、東日本大震災では過去の津波の被害が教訓となりまして、子どもたちが地域のお年寄りの手を取り、高台に率先して避難した岩手県釜石市の小中学校の姿がございます。こうした事例に共通するのは、日ごろからの地域社会のコミュニケーションが活発で、住民同士が信頼関係を構築されている点でございます。

全国で防災士の資格は広がりつつあります。防災士の認定開始は2003年からでありますけれども、毎年約1万人から2万人の推移で資格取得しており、昨年度は全国で過去最多の2万3,275人が取得しておりまして、全国で17万人以上の防災士取得者がおります。防災士は民間資格で自治体や大学などの教育機関、民間団体NPO法人、日本防災機構の認証を受けて広く講座を履修したのちに筆記試験に合格し、救命救急講習を修了で取得できます。

防災士期待される役割は大きく3つあります。1つ目は、防災減災に関する知識や技能を生かして自分や家族の身を守りの自助。2つ目は、初期消火、避難誘導、避難所開設、発災直後でもリーダーシップを発揮することなどの共助。3つ目は、協働の分野で日ごろより住民、企業、自治体、防災機関等が協力する。例えば、地域防災コミュニティであります。防災士のふえている一因には自治体による後押しもございます。浦河町では住民を交えた防災士取得費用の助成を行っており、防災対策や災害への備え、自主防災組織が強

化しております。

当町におきまして、質問の1点目、防災対策が必要とされる建物も含む危険認知箇所及び特別警戒区域などの危険認知箇所は何か所か、危険箇所における今後の防災対策の取り組みについて伺います。2点目は、過去から現在に至る災害をかんがみ、当町は自助、共助の取り組みを強化と防災対策及び自主防災組織向上を目指して防災士が必要であると考え、所見を伺います。

○議長（荒木正光君） 答弁を許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 酒井益幸議員からご質問の当町における今後の防災対策や防災士の必要性についてにお答えいたします。

まず、一点目のご質問についてでございますが、このことについては、これまでの一般質問においても同様の質問がございましたので、過去の答弁内容と重複いたしますことをお許し願いたいと思います。近年、全国で多発する土砂災害に対し、国民の生命と身体を守るために土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、いわゆる土砂災害防止法が制定され、平成13年4月に施行されているところであります。この土砂災害防止法は、土砂災害が発生する恐れのある区域について危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転推進等のソフト対策を推進する法律でございます。当町における土砂災害危険箇所数は、全体で62箇所となっており、内訳といたしましては土石流危険溪流箇所が39箇所、地すべり危険箇所が2箇所、急傾斜地崩壊危険箇所は21箇所となっております。この62箇所について北海道建設部は、平成24年度から土砂災害防止法に基づく、土砂災害警戒区域の指定を目的とした基礎調査を行っており、今年度その調査が終了することとなっております。また、62箇所の危険箇所のうち、施設整備が施されている箇所は、土石流危険溪流箇所が32箇所、急傾斜地崩壊危険箇所が12箇所、地すべり危険箇所が1箇所の合計45箇所となっており、未整備箇所については、緊急性の高いところから整備して行くよう、所管する関係機関と調整のうえ、さらなる事業促進のための要望等について取り進めているところでございます。このほか、町ではこれまでの災害発生の事象を蓄積したデータ及びその経験をもとに現場職員を中心として、大雨や高潮などの災害発生の恐れがある場合、その災害ごとに危険箇所を把握しておりますので、事前にその危険箇所に対する安全対策を整えております。具体的な対応例を申し上げますと、本年8月16日から17日にかけての台風10号の大雨に係る対応策といたしましては、24時間雨量が100mmを超える予報を受け、これまでの大雨において、被害を受けたことのある箇所、注意を払わなければならない箇所を中心に職員を8班体制に配置し、協力業者とともに河川を中心に14箇所の監視を行い、必要に応じポンプによる排水作業や倒木撤去作業を実施し、災害を未然に防いでおります。町といたしましては、あらゆる災害に対して可能な限り対策を講じておりますが、その体制に万全であるという慢心をもつことなく、防災対策にあたっていきたくと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、町内における防災士の必要性についてですが、防災士を認証する日本防災士機構によりますと、防災士は阪神・淡路大震災の教訓の伝承と市民による新しい防災への取り組みを推進し、わが国の防災と危機管理に寄与することを目的に平成15年に創設された制度とされております。その活動は、平常時は防災講演、避難訓練等のリーダー役に加え、自主防災組織や消防団活動への積極的参加、災害時には自らの被災時は自分自身の身を守ったうえで避難誘導、救助活動等にあたり、ほかの地域の災害においては、被災地支援活動にあたるものとなっており、その活動はあくまでも自発的なボランティア活動とされております。防災士の認証者数は、本年8月末時点、全国で17万7,269名、北海道では3,487名となっており、議員のご質問にもあります自治体の助成は、北海道内においては13自治体となっております。当町としましても、まずは、職員から防災士の資格を取得するということについて検討した経緯がありますが、北海道内での養成講座の回数が少ないことや、2日間日程での開催となること、あくまでも民間組織でのボランティア活動上の認定資格であることなどから、取得を見送った経緯があります。一方で、これまで新冠町においても14名が認定されている、平成19年度からの北海道の取り組みである北海道地域防災マスターについて、担当課職員の取得に向け、今年度計画しているところであります。防災士との内容を比較しますと、講義日程が1日と短く、専門性に欠ける部分があるものの、防災対応について常に問題意識を持ち続けることが肝要であると考え、まずは、北海道地域防災マスターの取得を進めることとしております。また、災害時における避難対応等の基本単位は自治会であると考えており、避難所の開設も含め自治会というコミュニティ組織を中心として、災害対応を実施していくこととしておりますことから、自治会の方々の北海道地域防災マスターの取得についても推奨し、認定者の増加を促進していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（荒木正光君） 酒井議員、再質問ございませんか。

酒井議員。

○3番（酒井益幸君） 先ほど町長の答弁でもありました地域防災マスターでありますけれども、昨年9月の定例議会での一般質問の答弁においても、当町に地域防災マスターは14名、多くの方が認定を受けていけるよう自治会等を通じ、広く認定講習の受講を呼びかけ、認定者の増加を努めてまいりたいとおっしゃってございましたけれども、今年度の地域防災マスター認定数は今の答弁ですと増えておらず、受講予定者の数を聞きたいのが1点と、募集の周知対応について伺います。

○議長（荒木正光君） 中村副町長。

○副町長（中村義弘君） 事務的な話しになりますので私の方から答弁させていただきますがよろしいですか。職員で受講予定してるのは2名おります。民間の方の受講者の数については把握しておりません。ただ、先日地震津波を想定した10月の6日に予定しております防災避難訓練の関係で対象自治会長お集まりいただいたんですけども、その時に今年苫小牧の方で開催が予定されておりますので、ぜひ参加いただきませんかという呼びか

けはさせていただいております。

○議長（荒木正光君） 再々質問ございませんか。

酒井議員。

○3番（酒井益幸君） 今、呼びかけておりますというふうな副町長の答弁ございましたけれども、やはりそれでは地域を守るという観点から、視点おきまして、やはり少し弱いのではないかなというふうに思っております。ですので、防災対策の取り組みについて命を守るという観点からも、やはりこれはもっと進めるべきだと考えておりますので、それだけよろしく願いいたします。

○議長（荒木正光君） 鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 議員お指摘のこともわかりますが、あくまでもこれは自分がそのものを希望するというものがなければこっちから強引にそれについていくことにはなってきません。そういうことも踏まえまして、あくまでも呼びかけを多くして、多くの皆さんにそういう意識を高めてもらうということがまず先決というふうに思っておりますので、今後も引き続きそういう方向に向けて努力してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（荒木正光君） 引き続き、J R 定期代の高校生通学費負担軽減の考えはの発言を許可いたします。

酒井議員。

○3番（酒井益幸君） 引き続き、議長より発言の許可を得ましたので、通告に従って質問いたします。

子育てと教育費に関するあり方のアンケート調査でありますけれども、平成 27 年 8 月公表された当町の人口ビジョン調査報告書によりますと、理想の子ども数が 2 人から 3 人が最も多く、なぜ予定の子ども数が理想の子ども数より少ない理由で見ますと、子育てや教育にお金がかかり過ぎるから。が、ほかの理由よりも大きな差をつけて、一番の不安理由となっております。当町における子育て支援補助事業では、出産育児祝い金、子どもの医療費補助、小中学校給食費無償化、子ども世帯固定資産税の補助、子育て支援センターやにこにこクラブでの預かり支援があります。国の子育て支援事業も効果もありまして、出生数にも一定の効果が見られており、子育て環境が着実によくなっております。

昨今では、日高管内の各町で高校通学費補助を実施しております。管内に高校がないのは新冠町と様似町でありますけれども、様似高校と浦河高校の統合後、様似から浦河高校へ通う J R 代行バス定期代に町が 1 万円の補助をしており、不足分を自己負担としております。新ひだか町では J R 代行バスで三石本桐駅から東静内駅までの区間から静校に通う場合ですと、J R 代行バス定期券を支給しております。えりも高校や富川高校に通う場合も J R 定期代の 2 分の 1 の補助を行っております。

当町では、コミュニティバスで中山間地域から静内に通う高校生の場合ですけれども、中山間地域から新冠駅の区間は補助とし、新冠駅から静内駅までの区間は自己負担として

おります。静内駅から静内農業高校まで通う高校生を当町と新ひだか町で補助を行って運行しております。通学費補助の対象にならない区間はＪＲ代行バスですと大狩部駅、節婦駅、新冠駅から乗車しまして静内駅までとなっております。また、値上げの問題もございます。ＪＲ北海道は来月 10 月から日高線通学定期運賃の値上げを国に申請しております。許可されたことから大狩部駅、節婦駅、新冠駅からのいずれの静内駅までの 1 カ月定期運賃が大狩部駅からでは 1,850 円の増額になりまして、7,810 円。節婦駅からでは 1,550 円の増額になりまして 6,620 円。新冠駅からでは 730 円の増額になりまして 4,530 円となります。負担増の状況でありますけれども、教育費負担軽減の観点から当町はＪＲ定期代の補助などの検討が必要であると考えますが、所見を伺います。

○議長（荒木正光君） 答弁を許します。

山本教育長。

○教育長（山本政嗣君） 酒井議員からのご質問にお答えいたします。ご質問は、子育て支援の側面から、高校生に対する通学費助成を実施すべきとの内容であると存じます。ご指摘のように、平成27年3月に町が策定いたしました新冠町子ども・子育て支援事業計画におけるニーズ調査において、教育・保育の費用負担軽減に係る支援の充実が求められていることは承知しております。当町ではこの計画に基づき、妊娠時からの各種子育て支援事業が実施されているわけですが、その中で教育委員会においては、認定こども園保育料の軽減措置や就学援助事業の拡充に加え、昨年度からは、小中学校の給食費無償化を進めてまいっております。

ご質問の高校生に対する通学費助成に関してであります。町内の高校生の通学の大部分は新ひだか町の高校への通学で、山間部の学生はコミュニティバス利用により新冠駅までは無料で乗車できますが、新冠駅から静内駅までの間は料金負担をして利用しております。その中で、静内農業高校に通学する学生は、静内駅から高校までの通学費用も発生し、その額が月額18,000円と高額でありましたことから、新ひだか町と協議を進め、平成30年度より両町共同で静内駅から農業高校までの無料送迎バスを運行する高校生通学支援事業を開始したところでございます。日高管内では、特に地元には高校がある町においては、手厚い支援内容も見受けられますが、一般的には1カ月の負担が1万円を超える部分を助成対象とする町が多く、当町の支援策検討時においても1万円の自己負担を基準として検討した経過がございます。現状の通学費用を見ますと、本年10月からＪＲの通学定期運賃が改定され、大狩部・節婦・新冠から静内駅までの運賃は1月あたり730円から1,850円の増額となる見込みで、保護者負担が増える状況も確認しているところでございます。このことから、これまで1万円の自己負担を基本としてきた通学費支援のあり方につきましては現在、策定作業を進めている第2期の新冠町子ども・子育て支援事業計画における子育て支援の観点や、近年の生徒数減少を背景とした、公立高校の募集定員削減に対する、地元高等学校支援の観点からも検討を要する課題であると認識しており、町全体の子育て支援事業との関係や近隣町との連携などを含め、適宜検討してまいりたいと考えておりますので、

ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（荒木正光君） 再質問ございませんか。

酒井議員。

○3番（酒井益幸君） 最後の質問となると思いますけれども、節婦駅や大狩部駅周辺に住んでおられる高校生については徒歩で駅まで通えると思いますけれども、自宅が高台にある大狩部から大狩部駅まで通う場合だと、距離にして約2キロから3キロございます。育成公社住宅から節婦駅まで通う場合だと、距離が2.5キロ程ありますけれども、公共交通機関がないことや交通弱者の視点から保護者がマイカー利用で駅まで送迎をしております。負担や利便性など、どのようにしていくべきかを伺います。

○議長（荒木正光君） 山本教育長。

○教育長（山本政嗣君） 再質問いただきましたので答弁申し上げます。ご指摘いただきましたように高校生の居住地域、これは町内に点在をしているわけであります。節婦、大狩部の例を指摘いただきましたけれども、同様の地区はもしかすると高江地区であるとか、泊津地区であるとか、そういう地区もそういうものに該当する地域なんだろうというふうに感じます。町が通学費の助成を検討するときにやはり全員、町内全域の事情を勘案した制度設計には難しいなというふうに感じております。従いまして、支援制度の基本的な考え方としては最寄り駅から最寄り駅、あるいはバス停を基準とした制度設計にならざるを得ないなということをご理解をいただきたい。それから、教育委員会の役割ということをお考えすると、これは教育全般にあるということに間違いのないわけでありますけれども、その中で町の教育委員会の役割はと言うことをお考えすると、やはり義務教育課程、それから町民の皆さんに対する社会教育事業の推進であろうということをお考えしております。その中でいきますと、ご質問の高校の通学の支援ということに関しましては、教育の視点というものもあるんでありますけれども、やはりご質問で指摘いただいているように、子育てに関する要素も高いなというふうに感じているところであります。この支援の拡充等の議論はやはり町部局との予算も伴うものでもありますし、町部局との連携というものも必要になってくるかと思っておりますので、当初の答弁で申し上げましたように、そういったことも含めて検討をさせていただきたいと考えてございますので、現段階の教育委員会の答弁としてご理解をいただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（荒木正光君） 再々質問ございませんか。

○3番（酒井益幸君） ありません。

○議長（荒木正光君） 以上で、酒井議員の一般質問を終わります。

次に、氏家良美議員の町内における倒壊放置されている建築物への対応はの発言を許可いたします。

氏家議員。

○8番（氏家良美君） 8番氏家です。議長より発言を得ましたので通告に従い、倒壊放置されている建築物への対応はについて質問いたします。

町内に建築物が倒壊した状態で長年放置されているものが見られます。その理由として所在者不明、破産、相続放棄などがあると推察されます。長年倒壊した状態の建築物の中には道路に面しているもの、また、近隣に住居があるものも確認できます。強風時には建築物の破片が道路へ飛び、それが原因の事故も想定され、近隣の住民は台風などの強風により倒壊した建築物の破片が飛んでくるのではないかと心配されることは容易に推察できるところです。一般的に破産した場合には破産管財人を介して財産等の処分がされ、土地などは新たに利活用されますが、処分する財産やその環境条件などによっては解体費などの費用が財産価値よりも大きくなり、結果的に財産等の処分が進まず放置されるケースがあります。現在、同様のケースで放置されているものもあると推察され、また、今後も出てくる可能性もあるのではないかと考えます。

昨今、環境、景観のよさから市街地だけではなく、のどかな景観のある土地への移住を希望する移住者が増えていますが、まさにそのような地域において起こり得る事例であると考えます。また、光回線の整備も予定されていることから、さらに移住者の増加が見込まれ、定住・移住政策を進める上でも足かせになり得るものであり、何より現在居住している近隣住民の安全確保、通行する車両の事故を防止することが必要であると考えます。

このような事例について、まちづくりという公益的目的を持って行政がリーダーシップをとり、問題解決できないかと考えていますので、3点お伺いいたします。1点目、特定空き家と認定できない倒壊している建築物の把握はしているのでしょうか。2点目、町内で長年放置されている倒壊した状態の建築物について、まちづくりの上でどのように考えておられるのでしょうか。3点目、住民の快適な生活環境や安全確保、良好な景観形成の創出と観光振興など、まちづくり全般を見据えて町が問題解決に向けてリーダーシップをとっていく考えはありますでしょうか。

以上、3点町長の見解をお伺いいたします。

○議長（荒木正光君） 答弁を許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 氏家良美議員からご質問の町内における倒壊、放置されている建築物への対応はについてお答えいたします。

近年、管理の及ばなくなった空家により地域に与える悪影響の問題が全国的な社会問題となってきたことを受け、当町においては平成27年5月26日に空家等対策の推進に関する特別措置法が施行されると同時に、副町長を委員長とした関係課職員で構成する空き家対策検討委員会を立ち上げ、町内全域にわたる空家等の調査を実施し、各空家等の危険度と所有者を調査し、あわせて自治会への調査協力依頼や所有者へのアンケート調査の実施により状況の把握をしてまいりました。また、調査は2年に1度行い、適时空家等の現状把握にも努め、町内全域における空家を取巻く環境の把握に努めているところでございます。

空家の増加が社会問題となったのは、人口減少に伴う空家の増加に加え、管理放棄による周辺環境への悪影響事案が多発したこと及び独居住宅の増加による所有者喪失の不動産

が増加したことなどが、大きな原因となっております。このような社会問題を解決するために、議員立法という形で空家等対策の推進に関する特別措置法が制定されましたが、立法の過程では個人財産の処分に公費が投入されることの公平性、あるいは登記登録等の個人情報を利用することの妥当性など、さまざまな議論がなされた上で立法に至った経緯がございます。このように、空家等に関する問題は個人の情報を含む部分が多いことから、答弁にあたりましても特定物件に関わる答弁は避け、町としての姿勢、考えについての答弁とさせていただきたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

まず、1点目の特定空家と認定できない倒壊している建築物は把握しているかについてお答えいたします。先に述べましたとおり、町内全域の空家等の調査を行っておりますが、調査においては現況の把握と建築士による危険度合いの判断を行っており、質問にあります倒壊している建築物は老朽度、危険度が最も高い危険度区分Cランクに含まれるものと考えます。現在、町内にはCランクに属する空家等は48件あり、その内10件が倒壊しているという状況ではありますが、周囲に危険を及ぼす恐れのある建物である特定空家はないという認識でございます。

次に、2点目の町内に長年放置されている倒壊した状態の建築物について、まちづくりの上でどのように考えているのかについてでございますが、空家問題は人口減少に付随する社会問題と考え、積極的に取組みを進めて行く考えであり、平成30年4月に新冠町空き家等対策推進計画を策定し、計画に基づき調査を含めた取組みを継続しているほか、危険空家等除却補助制度を創設し、町民が行う空家除却についての支援を行っており、同補助制度を活用し、平成30年度は3件、今年度はすでに2件、あわせて5件の空家等がこれまでに除却されているところでございます。

最後に、3点目のまちづくり全般を見据えて、町が問題解決にむけてリーダーシップをとって対処していく考えはあるかについてですが、空家等に関する問題は、まちづくりにおける諸問題の1つという認識のもと、これまでも取組みを進めてまいりました。取組みの推進に当たっては、補助制度による除却の推進及び所有者への情報提供による適切な管理の継続を促すこととし、また、所有者不明、管理者不在物件については、特別措置法の範疇における判断を危険度調査に基づき行っていく所存でございます。空家等に関する問題は環境保全、交通安全、景観の確保など多岐にわたること及び個人財産の処分に行政が介入するという事は、民事不介入の観点からも難しい判断を兼ねた問題であることから、慎重な判断と対応を要するものとの考えの中で、今後におきましても取組みを推進して行く所存でございますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（荒木正光君） 再質問ございませんか。

氏家議員。

○8番（氏家良美君） 今の町長の答弁で近隣に迷惑をかけるような空き家はないとのことでしたが、見る人が見ればこれはそうなんじゃないかなって思われる物件も確かにあると僕は認識しています。その中でご承知とは思いますが、他自治体の事例といたしまして、

苫小牧駅南口の旧大型商業施設の運営事業者が経営破綻し、同施設が廃墟化する可能性があることから、苫小牧市は関与して問題解決に向けて取り組んでいるという事例がございます。苫小牧市による関与の理由及び目的としては、当該施設は老朽化が進んでいるため、これを取得して利用を希望するものは皆無に等しく、仮に解体するにしても更地価格以上の解体費が必要と見込まれ、このままでは仮に破産手続が開始されても破産管財人は権利を放棄して手続きを終えるほかないという状況にあったこと。破産管財人が権利を放棄した場合、当該施設は管理者不在のまま廃墟ビルとして残ることとなり、これが長期化すると市民に危害を及ぼしかねない危険な状況を生むことになる可能性があったこと。そこで、苫小牧市としては民間の建物であり、本来であれば行政が関与することなく、処分が進められるべき問題に関わって担保賢者には債権放棄を求め、所有者には権利を市に寄付するよう要請しているということ。このことについて、まちづくりという公益的目的をもって関係者間の利害を調整できるのは、中立的な立場の市以外にはないと判断したということのようです。この事例では、市はその施設を所有することが目的ではなく、一たん同施設に関するすべての権利関係を白紙にし、集約したうえで同施設の解体を条件に適切な土地利用計画を示した公募選定者に土地、建物を無償譲渡することで民間のものを民間に返還する形で更地化を実現し、その後跡地利用に道筋をつけようとしているということであり、この苫小牧市の事例では権利関係が複雑で、市の考えに賛同できない地権者もいることから難航していますが、新冠町の事例に関しては権利関係の複雑さは苫小牧市の事例ほどではないと推察されます。また、近隣住民の安全確保、建築物からの破片の飛来による通行車両事故防止などを考え、長年倒壊した状態の建築物の問題について、まちづくりの観点から苫小牧市の事例なども参考に弁護士などの専門家の助言を仰ぎながら町が積極的に関与し、問題を解決していくことが必要ではないかと考えています。

改めて伺いますが、住民の快適な生活環境や安全確保、良好な景観の創出、観光振興など、まちづくりという公益的目的をもって町が問題解決に向けて取り組む考えはないでしょうか。

○議長（荒木正光君） 鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） ご指摘された倒壊した建物、危険と感じているのではないかとこの点につきましては、町といたしましても、そういう事例が飛び散って他の人にご迷惑かからないようなことにならないように点検等してございますし、また、できる範疇でそういう状態のお願い等はしてございます。ただし、先ほども言いましたように、民事介入等の問題もございますので、その辺を慎重に扱っていかねばならないというふうにも考えてございます。議員からは苫小牧市の建物の事例をいただきました。当町としてはそういった大きなものはございませんが、どちらにしてもなかなかケースバイケースで対応が難しい場合がございます。さまざまな対応にはさまざまの方が考えられますが、議員のご提言のように弁護士なども交えて対処をしていく方法も1つかというふうに考えますので、今後それらも含めて検討してまいりたいというふうにも考えますので、ご理解いただきたい

と思います。

○議長（荒木正光君） 再々質問ございませんか。

○8番（氏家良美君） ありません。

○議長（荒木正光君） 引き続き、高度無線環境整備推進事業における住民周知についての発言を許可いたします。

氏家議員。

○8番（氏家良美君） 引き続き高度無線環境整備推進事業における住民周知についてを質問いたします。

さきの6月の定例会において、重要政策決定の過程と住民への周知について今回行政報告にもありました高度無線環境整備推進事業、いわゆる光回線整備事業を例に質問いたしましたが、この事業を進める過程において理解に至らなかった点があるので、改めて伺います。

1点目、所信表明等で町の情報計画を樹立してとありましたが、今回この事業を進めるに当たり情報計画は策定していないとの答弁でありました。また、事業者が参入意向を示しており、そういった状況をかんがみながら検討してまいりたいとありました。そこで、この事業を進めるに当たり、町の情報計画というのはどのような内容のものを考えていたのでしょうか。また、これから事業者が本格的に参入意向を示した場合は、新たな町の情報計画を策定するということなのでしょうか。町の情報計画策定については、光回線整備の具体的な検討を開始する前に作成されるべきだったと考えますが、この町の情報計画策定に向けて策定の指示はされたのでしょうか。

2点目、この高度無線環境整備推進事業は大型投資であるため、重要な前提である携帯電話不感地域解消が図られないということが分かった時点で住民への周知をする必要があったかと思いますが、なぜなされなかったのでしょうか。また、携帯電話不感地域解消が図られないことはNTTとの協議によって判明したということでありましたが、それはいつ判明したのでしょうか。また、その判明する前に制度の概要が確認できなかったのでしょうか。

3点目、携帯電話不感地域解消が図られないことは直近まで確認できなかったと思われるのですが、今回の事業においてその部分は減額になっていると推察されますが、おおよそどの程度の予算であったのでしょうか。また、今後携帯電話不感地域解消のために補助事業に応募する計画はあるのでしょうか。

以上、3点お伺いいたします。

○議長（荒木正光君） 答弁を許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 氏家良美議員からご質問の高度無線環境整備推進事業における住民周知についてにお答えいたします。

1点目につきまして、光回線整備事業については過去国の補助事業の採択に至らなかつ

た経過から、当初情報計画が必要と考えてございました。しかしながら、制度改正に伴う予算拡大の中では情報計画の重要性は低いこと、加えて就任当初の光回線推進期成会の直接要望、あるいは町政懇談会において多くの要望などをかんがみ、早期採択を図る必要性を強く受け止め、何よりも大事なのは過去2度にわたる不採択となった経緯を踏まえ、本事業そのものの採択着手時期を逃すことになってはならないと考え、情報計画の指示をしてございませんし、今年度、1期目の事業が進むこともあり、現段階で新たな情報計画策定の考えは持ち合わせてございませんので、ご理解願います。

2点目につきまして、本事業の目的は産業振興、担い手や新規就農対策、働き手対策、通信網の格差是正や安全対策など多岐にわたっており、格差是正の中には当然携帯電話の不感地域対策も含まれ、光回線網を活用し光ブロードバンドサービスと合わせ不感地域の解消も図られないかとの考えをもっていたところで、不感地域解消を前面に出している訳ではございませんでしたが、課題解決にあたりたいと思ってございました。また、就任の年の8月には携帯通信事業者の担当の方に来庁願い、通信事業者による不感地域の解消をお願いしたところ、前段で町での光回線整備の有無を確認されたところで不感地域解消には、やはり光回線整備が必要とあらためて認識をもったところでございます。こういった考え方の中、本年2月調査設計を委託していたNTTの方と光回線整備の実施に向け詰め協議を行った際、今回の事業の空き芯を使って携帯電話の中継局が建てられないか確認したところ、総務省では認められなく、不可能であることが判明したものでございます。光回線整備に向けた取り組みを町政執行方針や町政懇談会等で説明を重ねてきたところでございますが、不感地域解消の住民周知といった点につきましては、従来不感地域とされてきた地域において民間事業者による解消が進んでいたこともございまして、特に周知の必要性を感じてございませんでした。また、制度の概要を確認できなかったのかという点について、町はあくまでも整備する光回線の空き芯を使って携帯電話不感地域の解消を図れないかとの考えがあったものでございますので、ご理解を願いたいと思っておりますが、光回線整備後国への諸手続きを行い認められた場合には、空き芯を使って携帯電話通信に活用が可能なことの確認は得てございまして、まずは光ファイバー網の整備が大前提と考えてございます。

3点目につきまして、先ほども申し上げましたが、民間事業者による携帯電話の通信エリア拡大が進められてございますし、一方、新聞報道では本年6月総務省が携帯電話通信網の整備計画をまとめたICTインフラ地域展開マスタープランを発表し、この中で携帯大手による携帯の圏外エリアを解消する目標が盛り込まれ、人が住む地域で携帯が通じない圏外地域は令和5年度末まで解消を目指すこと、人が住まない地域でも観光地や災害避難路を重点的に整備することとなつてございまして、国から民間への強い指導があることから、基地局設置事業に取組みが進み、今後、携帯電話の不感地域は解消されるものと考えてございますので、不感地域の解消計画につきましては、これらの状況推移を見ながら検討して参りたいと存じます。なお、携帯電話の不感地域解消を図る経費につきましては、

調査設計を行なっていない、お示しすることができませんのでご理解願います。

○議長（荒木正光君） 再質問ございませんか。

氏家議員。

○8番（氏家良美君） 今回の町長の答弁において、NTTとの協議は2月にあったと思うんですけども、31年の3月の定例会の行政執行方針でも携帯電話不感地域解消というのは盛り込まれたと思いますが、それはなぜでしょうか。

もう1点、答弁によって全面に不感地域解消を出していないということと、携帯電話不感地域ができないことの住民説明の必要性を感じていなかったと答弁されたと思うのですが、平成30年の行政執行方針において、限られた財源を有効に活用することを基本に財政収支や将来負担を見据え、緊急度の高い事業を優先しながら新たな行政課題とも適切に対応すべく予算計上しております。特に、懸案であった携帯電話の不感地域の解消に向けた光回線の整備に取り組むこととしておりますし、また、児童生徒の健やかな成長を後押しするとともに、子育て世帯の経済的負担を軽減するため給食費を無料化するほか、子ども誕生祝い金の給付を実施いたしますとあります。これを読むと、私が理解するのはこの今の3つの事業、携帯電話不感地域解消、子どもの給食費の無料化、子ども誕生祝い金の3つの政策というのは同列にあるものと僕は理解します。その中で、少なくともそのほかの事業がなかったときには行政報告なり、何か住民周知があったと思うのですが、なかったということで重要と感じなかったっていうのは、ちょっと僕は違和感があります。少なくとも、今定例会においてもわかっていたのであれば、行政報告にあるべきではなかったかなと思うのですが、町長どのようにお考えでしょうか。

○議長（荒木正光君） 鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） お答えいたします。私の対応のまずさもあったかもしれませんが。しかしながら、私は先ほども申し上げましたように、まずはこの事業が採択されることが一番だというふうにご考えてございまして、時期を逃したり、そういうことはしたくないと。今まで2回も不採択になった経緯もございますので、その時期をまず捉えて何があってもそれをするんだという考えのもとで動きましたものですから、そういった中で時間の要すこと、後手に回ったことがあったかもしれませんが、そういう気持ちで進めたということでご理解いただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（荒木正光君） 再々質問ございますか。

氏家議員。

○8番（氏家良美君） 1点目のNTTの協議が2月にあたって答弁あったっていうところで、31年度の行政方針にもまだ盛り込まれていたのはなぜかというふうについて、ちょっと答弁をお願いします。

○議長（荒木正光君） 中村副町長。

○副町長（中村義弘君） 事務的な話しになりますので、私の方から述べさせていただきます。NTTでの協議は2月の4日におこなわれておりまして、このときにはもう既に新

年度の各予算ですとか、あるいは執行方針等の取りまとめすでに終わっていたものですか、それをさらに直すという事務処理は行っていなかったということでございます。そういうこともございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（荒木正光君） 以上で、氏家議員の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時13分

○議長（荒木正光君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、長浜健太郎議員の犬・猫を取り巻く環境と動物愛護についての発言を許可いたします。

長浜議員。

○2番（長浜謙太郎君） 2番長浜健太郎です。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い犬・猫を取り巻く環境と動物愛護についての一般質問をいたします。

近年のペットブームにより犬・猫の飼養が右上がりが増加し、ペットという呼称ではなく、コンパニオンアニマルという表現も用いられ、犬や猫は家族の一員として位置づけられ、互いに癒し合う良好で良識ある飼養管理がされている一方で、飼い主のマナーの欠如により迷い犬、迷い猫、捨て犬、捨て猫も増加する傾向にあり、無計画、無秩序で単に愛玩目的のために飼養するものの、多頭飼いによる飼養崩壊や勝手な都合により放置するといったモラルの低さにより、生命の危機にさらされる悲しい現状もあります。こういった背景の中で制定された動物の愛護及び管理に関する法律、いわゆる動物愛護法、北海道動物愛護及び管理に関する条例では、地方自治体もその中でうたわれている指針に従って対応することも求められております。動物愛護の風潮が高まっている時代、マハトマガンジーは弱い者に対して優しい国民がいる国は道徳的に発展していこう。国の偉大さや道徳的発展はその国における動物の扱い方でわかるとも述べています。また、犯罪心理の専門家によると犯罪の予兆は動物虐待から始まるともされております。動物愛護精神を醸成し、動物の正しい飼い方を普及することにより、人間と動物が調和して生活できる共生社会を目指し、それを実現することで住みよいまちとなるはずです。そこで、当町における犬や猫を取り巻く環境と動物愛護について、3点お伺いいたします。

1点目、飼い犬、飼い猫に関して迷子の搜索願や事情により手放さなければならない際の譲渡の相談。飼養管理についての苦情や近隣とのトラブルなどについて、その内容と対応は。

2点目、ペットとして飼われていない犬や猫、いわゆる野良犬や野良猫、保護犬や保護猫に関して虐待などの相談や空き家などに入入りし、住みついている猫の場合が多いと思われませんが、衛生面などでの苦情について、その内容と対応は。

3点目、これらを踏まえ、殺処分ゼロへ向けた不妊去勢手術に対する助成や補助といった飼養管理におけるマナーの向上に向けた取り組みや、動物愛護の啓蒙啓発活動と行動支援を積極的に行うべきと考えるが、以上につきまして見解をお伺いいたします。

○議長（荒木正光君） 答弁を許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 長浜謙太郎議員からご質問の犬・猫を取り巻く環境と動物愛護についてお答えいたします。

まず、1点目の飼い犬・飼い猫に関して、寄せられる相談や苦情についての内容とその対応はについてお答えいたします。飼い犬に関しての苦情等については、年に2件から3件の相談が寄せられており、その内容といたしましては、犬の放し飼いや散歩中の糞の放置の相談が主なるものでございまして、広報周知、看板設置、口頭指導、係留命令等の対応をしているところでございます。また、迷い犬については、登録されている犬の場合、登録台帳にその犬の種類、毛色、大きさ等の特徴が記されておりますので、飼主が判明した場合には、引渡しているところでございます。

次に、猫についてでございますが、飼い猫以上に野良猫による糞尿被害等の苦情の相談が年1件から2件寄せられており、これにつきましても広報による啓発活動をはじめ、看板設置、戸別チラシの配布等の対応をしているところでございます。

次に、2点目のペットとして飼われていない犬や猫、いわゆる野良犬や野良猫、保護犬や保護猫に関して寄せられる相談や苦情についての内容とその対応はについてですが、野良犬に関してはここ数年、苦情相談はございません。野良猫については、庭に糞をして行くことや不慮の事故で負傷させてしまった、との相談が年に2件ほどございまして、糞害、負傷動物につきましては日高振興局が北海道動物の愛護及び管理に関する条例に基づき対応窓口となっているため、情報提供し対応の依頼をしているところでございます。また、空家との関連につきましては、雨風をしのぐため動物が空家に住みつくことになり、糞尿等により環境衛生的にも不良になり、建物自体の老朽化を加速させることなどが考えられることから、広報による啓発活動、戸別チラシの配布等の対応を強化してまいりたいと考えているところでございます。

最後に、3点目の上記を踏まえ、飼育管理におけるマナーの向上に向けた取り組みや、動物愛護の啓蒙啓発活動と行動支援を積極的に行うべきと考えるが見解を伺うについてですが、以前は野良犬、野良猫の増加防止対策といたしまして、新冠町飼い犬・飼い猫避妊手術費用助成規則により、1匹あたり雄2,000円、雌4,000円の補助金を交付しておりましたが、平成13年10月より北海道動物の愛護及び管理に関する条例の施行に伴い、飼い主の遵守事項として飼主に必要な措置を講ずる義務が課せられたことにより、町が助成しなくとも不妊措置は飼い主の責任として行なうこととなったため、平成15年3月末をもって廃止した経過があることをご理解願います。

また、議員ご提言のペットとして飼われる犬や猫の飼育管理におけるマナーの向上に向

けた取組みや、動物愛護の啓蒙啓発活動はとても大切なことですので、今後におきましても飼育管理のマナーを守り、ペットと共存する町を目指し、関係機関との連携や飼育啓発啓蒙活動を強化し、継続して取組みを推進して行く所存でございますので、ご理解願います。

○議長（荒木正光君） 再質問ございませんか。

長浜議員。

○2番（長浜謙太郎君） 答弁により実態を把握させていただきました。当町において、それほど逼迫した問題といたしますか、特に犬に関してはそれほど問題もなく、猫に関しての方がやや心配事というふうに考えられるかと思いました。飼い主のモラルやマナー、そしてまさにいわば自己責任とも言える飼養管理はもちろんでございますが、命に寄り添い行政が手を差し伸べられること、行政だからできること、行政にしかできないこともあると思います。

猫を例にとりますと、猫を可哀そうに思う人とそう思わない人、どちらかが意見を通すことはとても難しいことです。今ある一代限りの命を見守り、これ以上増えないようにして数を減らせていく、これしか道はありません。この活動を捕獲するトラップのT、不妊手術ニューターのN、元の場所に戻すリターンのR、それぞれの頭文字を取り、TNRと称するそうですが、これを推奨し熱心に活動しているNPO法人やボランティア組織があり、そのネットワークも広いです。例えば、公益財団法人動物基金が実施しているさくらねこ無料不妊手術事業には一般とは別に行政枠というものがあり、近隣では日高町や浦河町に協力病院があります。さくらねここというのは耳先をV字にカットされた猫のことであり、さくらの花びらに似たその形から桜耳と言われ、不妊調整手術済みの目印であります。余談ですが、これは国民的アニメがキャラクターにもあらわれているそうです。当町が命に優しいまちとして具体的にこういった団体と協力連携を深めることや、不妊手術にかかる経費の目安、そして、さくらねここということについての情報提供を行うことについて考えを伺いますが、いかがでしょうか。

○議長（荒木正光君） 鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 議員の再質問についてお答えいたします。議員ご提言の公益財団法人動物基金という財団法人がさくらねこ無料不妊手術事業を行っており、道内の軽種馬振興公社と3市町が登録していることは聞き及んでおりますが、今後事業の内容等をよく調査し、検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいというふうに思っております。

○議長（荒木正光君） 再々質問ございませんか。

○2番（長浜謙太郎君） ありません。

○議長（荒木正光君） 以上で、長浜議員の一般質問を終わります。

次に、但野裕之議員の婚活支援についての発言を許可いたします。

但野議員。

○5番（但野裕之君） 5番但野裕之です。議長より発言の許可を得ましたので、婚活支援について通告に従い質問いたします。

結婚願望はあるけれど出会いがない。そのような独身者を後援しようと多くの自治体が婚活支援事業に取り組み、出会いの場の提供や上手な交際の仕方の紹介など、手厚いサポートで縁を結んだ実績を持つ自治体も多く見られます。当町は、独自の婚活事業に見切りをつけ、結婚を希望する方の出会いやきっかけづくりをサポートし、町内の結婚機運を高めることを目的に苫小牧信用金庫と地域結婚支援事業の連携に関する協定を締結し、2年近く経過しています。苫小牧信用金庫が運営するLLB会、ラブラブライダル会結婚相談所では、入会された会員同士のお見合いによる婚活事業に取り組んでおり、昨年度までに39組がご成婚し、4組にお子さまが誕生しております。これらの活動内容から結婚を望む男女の縁を取り持ち、地方創生につなげる金融機関の珍しい取り組みが高く評価され、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部の2017年度地方創生に資する金融機関等の特徴的な取り組み事例に選ばれ表彰されております。また、昨年6月には地域住民の結婚仲介に取り組み、地域活性化に貢献している実績が高く評価され、全国信用金庫協会の第21回信用金庫社会貢献賞で最優秀賞にあたる会長賞を受賞しています。このように、素晴らしい活動実績を残しているLLB会ですけれども、入会時には厳密な審査が行なわれ、費用は預かり金1万円だけで退会時には全額返金されますが、入会手続きが面倒で入会を見送ったという話も聞いております。婚活は個人の強い意志と熱意の問題ではありますが、担当課の手厚いサポートもないことから、手続きが進まず成果を得ていないように思われます。

国は2013年に地方自治体が少子化対策事業に使える交付金を創成しています。以来、定住少子化対策に有効とことから、婚活支援に取り組む自治体が急増しており、昨年10月末現在で39都道府県、104市区町村に広がっております。多くの自治体がイベントや相談業務などを外部企業に委託する中、専門部署を持ち自前で地域の特色を生かした企画運営を行っている自治体もみられます。

これまでの当町の婚活支援事業は男性の後継者を中心にとらえていたように思われます。町内には女性の婚活支援事業を望んでいる方もおられます。実際、新ひだか町や浦河町の婚活パーティーなどに仕事を休んでまでも出席している女性は何人もみられます。男性の産業後継者だけではなく、結婚を希望する女性もいることから交付金を活用し、新冠町らしい独自の取り組みも必要と考えます。

担当課の検証結果として2年間の動向とその実績はどのようなものなのか。また、以前のように町独自の婚活支援事業を望む声も聞かれます。LLB会の実績を評価し、その実績を否定するものではありませんが、LLB会と併用して町独自の男女の隔てのない婚活支援事業の展開をすべきと考えます。町長の所見を伺います。

○議長（荒木正光君） 答弁を許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 但野裕之議員からご質問の婚活支援についてお答えいたします。

当町で一次産業や商工業等を営む経営体の多くは家族経営体であり、次の世代に円滑に経営を継承し、安定的な経営基盤を構築していくには、後継者のパートナー対策は重要な課題の一つと認識してございます。このことから、当町では結婚支援事業といたしまして、平成27年度に独身の農業後継者を対象とした婚活イベントを実施し、翌年度には水産業及び商工業にも対象を広げて実施をした経過がございますので、まずはこの結果と反省点について申し上げます。

婚活イベントの初開催となりました平成27年度は、独身後継者から12名、独身女性は13名が参加し、4組がカップル成立となり、翌28年度は独身後継者から10名、独身女性は17名が参加し、5組のカップル成立となりました。その後の交際に発展したカップルはございますが、現在のところ結婚にまでは至っておりません。

2年間の事業を通じて実感しましたのは、婚活は対象者本人の強い意欲や積極的な姿勢が大前提として必要なこと。また、婚活イベントの実施を望む声は、独身後継者の親族や周囲の関係者の方々から聞こえてまいります。対象者本人にはイベント参加に抵抗感を持たれている方が多く、その理由としては周囲の目や集団行動を苦手としていることが推察されます。本人自らイベント参加を申し出る方は大変少なく、町担当者や周りの友人からの勧めにより参加を決める方が大半であり、そうした姿勢のためか、イベント内容を話し合う会議だけでなく、当日に向け、女性に対するマナーや服装、コミュニケーションなどを学ぶ講座を用意した際にも出席者は非常に少なく、参加男性たちの間でも雰囲気が悪くなることもございました。一方、女性参加者につきましても、女性たちの会話に耳を傾けますと、複数の婚活イベントに参加をされ、知り合いになられた方たちがことのほか多く、その中にはイベントプログラムに観光的な要素を求めてくるなど、結婚への誠実な姿勢や参加目的に疑問を持たざるを得ない方が見受けられました。残念ながら婚活イベントでは、このような方に参加をご遠慮いただくことは大変難しく、参加男性からは単に観光や飲食目的との批判の声も聞こえてまいりました。

このような検証を踏まえ、行政として多額の公費を投入し、継続することについて検討をしていた中、苫小牧信用金庫が実施されている地域結婚支援事業は、市町村との事業連携をもとに地域貢献事業として実施され、会員や市町村からの実質的な負担を徴収せず、真剣に結婚を望む方々が自ら登録し、個々のお見合いを中心とした婚活が行われ、市町村の要望により定期的な婚活イベントも実施されていることを知りました。町といたしましては、個々又は集団でのお見合いが選択でき、あるいは両方を選択することも可能なため、対象者本人の考えに寄り添った婚活ができ、何よりも結婚意識の高い方たちが登録し、高い実績を収められておりましたので、平成29年10月に連携協定を結び、本事業の推進に至ったものでございます。直近の会員数は男性が140名、女性が129名でございまして、これまでに実施されたお見合いの件数は590件、このうち会員同志で結婚に結び付いたカップルは50組、また、この会での経験を生かし、会員以外の方と結婚又は交際相手が見つかつ

た方は69名の実績でございます。

当町での本事業の実績でございますが、本会への入会は、町ホームページでの掲載のほか、広報にいかっぷ又は町政事務委託文書により年2回の周知を行って募集しておりますが、現在の登録者は6名でございます。また、連携による婚活イベントは年1回開催し、当町からの参加者は29年度に5名、30年度に4名が参加し、通算で3組のカップルが成立となりました。現在のところ良い結果にまでは結びつかず、十分な成果には至っておりませんが、入会された方やイベント参加者からはおおむね良い評価をいただいているところでございます。この事業への入会手続きが面倒で参加を見送っているとお話してございますが、町窓口では申込書の書き方のアドバイスから、関係書類の郵送までを含めて丁寧に対応してございますので、まずはご相談をいただきたいと存じます。

また、町独自の婚活イベントにつきましては、先程申し上げた検証結果を踏まえ、苫小牧信用金庫との連携事業に取り組んだ経過がございますし、結婚という縁を見つけることが大変難しい中、本会の活動は結婚意欲が高い方ほど成果が期待できますことから、当面の結婚支援は本事業により取り進めて参りますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（荒木正光君） 再質問ございませんか。

但野議員。

○5番（但野裕之君） 過去、平成27年、28年で町独自で婚活支援事業を行っていたその検証を踏まえて、苫小牧信用金庫さんのLLB会との連携に入ったその経緯は重々承知しておりますし、それなりの2年間での成果があったという報告を受けて、とりあえずは一安心しております。ですけれども、27年、28年度の町独自の農業後継者、産業後継者を中心とした婚活パーティーですが、これはありがちな一辺倒の婚活パーティーということであり、そういった部分で公費をかけてまでもその成果を求めるという結果が出てないという、この現状はよその自治体でもみられます。そういった中、そういった部分を改善して各自自治体独自のそういった婚活パーティーではない、独自の考えをもった事例が各自自治体いろいろみられます。その辺を検証検査した中での新たな事業の取り組みも必要かと思われま。苫小牧のLLB会のこの事業はこの事業で継続すべきだと思いますし、また、過去の2回の婚活支援事業の反省を踏まえて、新たな角度でもって新しい事業も企画できるのではないかと思います、その辺を検討するかどうかの考えをお示してください。

○議長（荒木正光君） 鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 議員の再質問に答弁させていただきます。先程も言いましたように、これは本人のあくまでも意思の問題が最優先されるというふうに私は考えてございます。そういった中で、平成29年から今のスタイルで進めてまいりましたので、この状況をもう少し見させていただいて、その検証また重ねた中で違う道が必要なのかどうかを判断してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（荒木正光君） 再々質問ございません。

○5番（但野裕之君） ありません。

○議長（荒木正光君） 引き続き、キャリアパスポートの実施についての発言を許可いたします。

但野議員。

○5番（但野裕之君） 引き続き通告に従い、キャリアパスポートの実施について質問いたします。

2020年4月より、全国すべての小中高校で特別活動をかなめとした、キャリア教育実践のための効果的なツールとなるキャリアパスポートが実施されます。キャリアパスポートは平成28年12月の中央教育審議会答申において提案されて以来、児童生徒が活動を記録し、蓄積する教材として検討が進められ、新学習指導要領を踏まえ、キャリアパスポートに記入すること自体が目的ではなく、あくまで児童生徒を成長させるための手段であるとしています。

キャリアパスポートの目的は、小学校から高等学校を通じて児童生徒が自らの学習状況やキャリア形成を見直したり、振り返ったりして自己評価を行なうとともに、主体的に学びに向かう力をはぐくみ、自己実現につなぐものとし、教師にとってはその記述をもとに対話的にかかわることによって児童生徒の成長を促し、系統的な指導に資するものとしています。

キャリアパスポートとは、児童生徒が小学校から高校までのキャリア教育にかかわる諸活動について、特別活動の学級活動及びホームルーム活動を中心として各教科等と連携付け、みずからの学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりしながら自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫されたポートフォリオのことです。なお、その記述や自己評価の指導にあたっては教師が対話的にかかわり、児童生徒一人一人の目標修正などの改善を支援し、個性を伸ばす指導へと繋げながら学校・家庭及び地域における学びを自己のキャリア形成に生かそうとする、態度を養うよう努めなければならないとしております。これまで、ポートフォリオを使った学習を記録する活動が主に小学校で行われていましたが、学年が上がり担任が変わると引き継がれにくいという問題がありまして、中学校から高校などに校種が変わると記録が持ち上がることはほとんどありませんでした。そうした中でも秋田県や兵庫県など先進県の事例があったので、それを踏まえて全国的に講師をこえて引き継げる教材をつくることになったものです。これまでに教科書のない特別活動などは学習指導要領で既に実施されていますが、それぞれの自治体や学校が使いやすいようにつくり直す時間が必要とのことから、1年間の猶予を置いて次年度からの実施を目指しております。次年度実施に向け、当町の準備は万全なのか進捗状況等詳細な説明を求めます。

○議長（荒木正光君） 答弁を許します。

山本教育長。

○教育長（山本政嗣君） 但野議員からのご質問にお答えを申し上げます。

まず、ご質問にございますキャリア教育とは経験を生かして現在や未来を見据えること

などを目的とした教育を意味するわけでありまして、児童生徒が社会的、職業的自立に向けて必要となる能力、あるいは態度を育成するための教育活動のことでございまして、このキャリア教育の充実に関しましては、次年度以降順次小学校から導入を予定しております。このキャリア教育の充実に関しましては、次年度以降順次小学校から導入を予定しております。このキャリア教育を実践する上で効果的なツールとされておりますのが、ご質問のキャリアパスポートでございまして、次年度から小中高すべての学校で取り組みを行うよう文部科学省の方から通知を受けているところでございます。このキャリアパスポートは発達段階ごとに実践するキャリア教育の学習内容、あるいは活動、さらには経験した内容を記録化をしていきまして、それらを蓄積していくものでございます。これを活用して自己評価に関する学習を深めようとするものでございます。当町では、既に昨年度から新冠小学校においてキャリアノートという形でみずからの歩み、あるいは活動を記録化し、それを振り返ることで自己評価を促し、そして将来を展望する力を育成しようという目的で記録を活用した教育活動を自主展開しているところでございます。

次年度に向けまして、文部科学省の方からもキャリアパスポートの様式例が示されてるわけでございますが、新冠小学校が使用しておりますこのキャリアノートの内容といたしましては、例示されたものをはるかに超える充実した内容でございますことから、当町では新冠小学校の様式を基本に義務教育機関において、継続して活用できるように現在校長会を中心にその様式内容、あるいは活用方法などについて協議検討を進めてるところでございます。

町教委では、引き続き新学習指導要領に示されてる内容に基づきまして、キャリア教育の充実を図ってまいりたいことはもちろん、町内の小中学校が連携をして系統的な教育活動が展開されるよう意を用いてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。以上です。

○議長（荒木正光君） 再質問ございませんか。

○5番（但野裕之君） ありません。

○議長（荒木正光君） 以上で、但野議員の一般質問を終わります。

次に、須崎栄子議員の多言語翻訳ツール導入についての発言を許可いたします。

須崎議員。

○7番（須崎栄子君） 須崎栄子君） 7番須崎栄子です。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして多言語翻訳ツール導入について質問いたします。

以前、同様の質問を同僚議員がいたしました。改めて質問させていただきます。4月に改正入国管理法が施行され、外国人労働者の増加が見込まれる中、多言語コミュニケーションを支援する多言語翻訳ツールが普及し始めております。窓口での行政手続きなど、各種申請がスムーズになり、申請者の母国語で会話ができ、寄り添う姿勢を見せることができます。困った場合の安心感があり、細かいことまで母国語で確認できる便利なサービスとなっており、窓口職員にとっては心強い味方となるはず。また、持ち運びができ

るので、例えば税務課など、ほかの課での使用も可能です。病気の時病院でも重宝されるはずですが。現在、当町では164名の外国人が登録しているそうです。深刻なスタッフ不足から農業、建設現場、あるいは軽種馬牧場で働く外国人が増加をしておりますが、特に最近ではヒンディー語を話すインド人が急増しているようです。また、学校現場でのニーズも高まっているそうです。さまざまな国籍を持つ外国人が増えればその子どもたちの受け入れ体制の整備も急務となります。児童、生徒だけでなく、保護者とのコミュニケーションも必要となり、言語の壁は大きな問題となります。

このような中、全国的に多言語翻訳ツールの導入を決める自治体が増加しておりますが、当町において各現場における対応に苦慮する場面はないのでしょうか。増加する外国人への行政サービスを向上させるためにも、多言語翻訳ツールの導入が必要かと思いますが、所見を伺います。

○議長（荒木正光君） 答弁をお願いします。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 須崎栄子議員からご質問の多言語翻訳ツール導入についてにお答えいたします。

8月末現在、新冠町には13カ国164名の外国人の方が住民登録されており、主に軽種馬関係の仕事をするインド、フィリピンのほか、農業実習生のベトナムの方が多く、中でもインドの方の登録が急激に増えてきているところでございます。外国人の方が窓口に来られる用件といたしましては、主に転入、転出、転居の手続きのほか、住民票や税関係の証明書の発行となっております。窓口に来られる外国人の対応につきましては、現在、日本語を話せる方が一緒に来庁されることがほとんどですが、まれに外国人だけで来庁されることもあり、会話が困難となる場合については、多言語対応の和訳アプリケーションをダウンロードしたタブレット端末を使用してお互いの会話内容を把握し、対応しているところでございます。現状といたしましては、既存のタブレット端末を使用することで意志の疎通をはかることができ、業務に支障をきたすことなくスムーズな対応ができているところではございますが、本年4月1日に改正出入国管理法が施行されたことや、地元産業においても多くの外国人を雇用する傾向となっていること、今後、観光等で来町する外国人も増えてくることなどが見込まれる中、行政サービス低下の防止策として、多言語和訳専用ツール機器の導入を状況に応じて検討しなければならないと考えているところでございます。

○議長（荒木正光君） 再質問ございませんか。

○7番（須崎栄子君） ありません。

○議長（荒木正光君） 以上で、須崎議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問を終わります。

昼食のため暫時休憩をいたします。

休憩 午前 11 時 5 分

再開 午後 12 時 5 分

○議長（荒木正光君） 昼食前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第4 議案第44号

○議長（荒木正光君） 日程第4、議案第44号 令和元年度新冠町一般会計補正予算を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

なお、質疑は歳出からとし、項ごとに一括して行いますので、発言は内容を取りまとめ、明瞭簡潔に補正項目の範疇で質疑を行うよう、お願いをいたします。

歳出の11ページをお開きください。1款議会費から質疑に入ります。1項議会費ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、同ページ、2款総務費、1項総務管理費ありませんか。

但野議員。

○5番（但野裕之君） 5番但野です。免許証返納手数料等補助金の部分で質問いたします。4月から補助金制度が開始され、好評を得て今回の補正増額となっていますけれども、4月の制度が運用されてから返納手続きにおいて、返納者と警察署の間でのトラブルがあり、返納を断念した事例があったことを聞いておりますけれども、その事例に対しどのような対応をとったのか説明を求めます。

○議長（荒木正光君） 坂東町民生活課長。

○町民生活課長（坂東桂治君） お答えいたします。3月の定例会で予算可決をいただきまして、それから免許を返納する場合の補助金として、町で5,000円出しますよということで警察署の方に、静内警察署の方に早速3月中に出向いて、そして4月の町政文書の配布で配布時に配布しようとしたチラシも30枚ほど持ち、静内警察署交通課の方に行って窓口に新冠の方が、新冠町在住の方が免許返納に来たならば、このチラシとそしてその手順の説明をしてほしいと、その手順というのはただただ返納するだけではなく、運転経歴証明書が必要なんですよと。そういう申し添えをして対応していただきたいんだということで4月からスタートしました。残念なことに5月の連休明けと記憶してございますが、説明不足により大変町民の方にご迷惑をかけて、結果請求を断念されたという方がいるということは存じております。そのことを聞きまして、早速警察署の方に出向きまして手順の再確認をして、既に配布をお願いしているこのチラシ配布のほか、必ず運転経歴免許証の取得が必要であるという申し添えを必ずしてくださいというふうに頼んで、そういう依頼をさせていただいてます。その後ですけれども、そういった行き違いはなく、手順をして

いると、進めているということでございますが、定期的に警察署とは確認し合いながらそういう方が迷惑をかけることのないように、今後進めてまいりたいというふうに考えてます。

○議長（荒木正光君） ほかがございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、12 ページ、3 款民生費、1 項社会福祉費ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、13 ページ、2 項児童福祉費ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、同ページ4 款衛生費、1 項保健衛生費ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、14 ページ、2 項清掃費ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、同ページ、3 項水道費ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、15 ページ、5 款農林水産業費、1 項農業費ありませんか。

但野議員。

○5 番（但野裕之君） 5 番但野です。哺育牛舎新築工事及び哺育ロボット設置に係る部分で質問いたします。質問点3 点あります。まず、1 点目、国の指導により建築主体工事と備品を分けることで、備品部分で有利な補助を受けられると委員会での説明がありましたが、その影響額はいくらか。2 点目、今回の財源内訳で一般財源 273 万 8,000 円だけが計上されておりますけれども、国庫補助金の増額はなしなのか。また、建築主体工事費 2,662 万円と哺乳ロボット等の備品購入費 814 万円の財源内訳の説明をお願いいたします。3 点目、工期がおくれて稼働開始時期が遅くなりますけれども、当初の事業目的、事業計画に支障を来すことはないのか、以上3 点目お願いいたします。

○議長（荒木正光君） 堤町有牧野所長。

○町有牧野所長（堤秀文君） 質問についてお答えいたします。まず、この事業ですが、当初、平成 30 年度二次補正の農林水産関係の補正予算でございました。それで当初計画では市場生産基盤利活用促進緊急対策事業補助金という補助金を予定し、国の方には要望額としまして 1,124 万 8,000 円ということで協議をしていたところなんです。これでは補助率が非常に低いので、いろいろ国とのやりとりをしてる中で、何とかもう少しこれがふえる方法はないのかということで、国の方からいろいろアドバイスいただきまして、国の方では補助金を2 つに制度を使いましてまず建物、牛舎とか水道部につきましては国

産農産物生産供給体制強化対策整備補助金というものを使いまして、補助金を積算しました。それと、哺乳ロボット等の今回補正しています部分については、先ほど言いました飼料受給率向上対策補助金が適応されてございます。当初の計画では1,128万4,000円でしたが、国の方の指導でこの2つに分けることによりまして、1,348万5,000円という金額の補助内定をいただき、補助決定をいただいたところです。差額としましては、220万1,000円が増額となったということになります。それと、2番目の部分で財源内訳ですけども、建築主体工事につきましては、2,662万円の今事業費でございまして、補助金は既にこの中での補助金は1,008万5,000円。それと、備品購入費の部分については814万で、340万円を財源内訳としております。それで、これは国の枠配分でございまして、ルールは50%になってるんですけども、全体の中で予算を調整されての補助金の決定となっておりますので、ご理解いただきたいと思います。それと、工期のおくれ等での稼働時期の開始がおくれますが、これについては当初の目的事業計画には支障を来すことなく、国との協議においても今回は鉄骨等の資材調達ができないという部分でのおくれでありますので、平成2年度からの受け入れ事業開始というのは問題ないということで協議は終わっております。以上です。

○議長（荒木正光君） ほかございませんか。

堤議員。

○11番（堤俊昭君） 軽量鉄骨、以前の説明でアメリカ製だったか外国製ということで、非常に優れているんだということの説明があったわけでありましてけれども、軽量鉄骨ですけども私も農家やってて経験上非常に腐食が早いと、腐食というとなるとアンモニアということになるんで、さらに腐食が早いだろうというふうに思うんですけども、最初に説明をいただいたテント方式っていうんですか、そういったものとこの軽量鉄骨と比較してどちらが長持ちするのか。あるいは、耐用年数はどうなのかということについて、ちょっと聞かせてほしいと思います。

○議長（荒木正光君） 堤町有牧野所長。

○町有牧野所長（堤秀文君） お答えいたします。鉄骨と当初計画しました簡易テント構造のものについての比較はちょっと資料等がございませんので比較できませんが、当初計画したものについてはテント部分については20年、鉄骨部分についてはさらに耐久性が高いということで伺って調査しております。鉄骨につきましては通常の耐用年数ではないかなと思うんですが、今現場で使っておりますさまざま鉄骨の建物についても20年以上もってますので、木造よりは遥かに強いものでないかと思います。以上です。

○議長（荒木正光君） ほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、同ページ、5款農林水産業費、2項林業費ありませんか。

但野議員。

○5番（但野裕之君） 5番但野です。有害鳥獣駆除対策備品購入費の部分で質問いたします。当初予定していた保管庫が許可、使用できなくなったことにより、代用のストッカーの使用により、今回170万6,000円が余剰となりました代用ストッカーで支障を来さないとの説明がありましたけれども、費用圧縮させる効果を考えて当初から保管庫ではなく、代用のストッカーにするという選択肢はなかったのか、その部分の説明を求めます。

○議長（荒木正光君） 島田産業課長。

○産業課長（島田和義君） 近年、アライグマ等の捕獲頭数が増えております。そういったこと、またあるいは頻度は少ないんですが、熊あるいは鹿の残滓が入ることがあること、それからこれもそんなに多くはないんですけども、袋から残滓の血液、さらには汚物等が漏れる場合がございます。そういったときの清掃など、そういったことを考えますと保冷庫ですと作業的にもしやすい、容量的にもふえるということがございまして、当初理事者にもお願いをしながら、能力アップも含めて保冷庫を購入させていただきたいということで予算をいただきましたが、諸事情によりそちらの方の購入ができなくなったために、ストッカーに切り替えたということでございます。

○議長（荒木正光君） ほかがございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、16ページ、6款商工費、1項商工費ありませんか。

中川議員。

○10番（中川信幸君） 10番中川です。新冠温泉の露天風呂の循環ポンプの取り替え工事、温泉を休館しないとならないと思うんですけど、その日にちとそれによる温泉の恐らく売上げも下がると思うが、どのぐらいを見込んでいるのかお願いします。

○議長（荒木正光君） 原田企画課長。

○企画課長（原田和人君） この循環ポンプの取り替え作業につきましては、6日間予定してございます。その間は露天風呂は使えないと、6日間使えないということでございますが、中の浴室の方は使えるということでございます。なお、その6日間のうち、2日間につきましては11月に全館休業日、ほかの点検もあるもんですから、そういった日をあててますので実質露天風呂が使えないというのは4日間というふうにおさえております。露天風呂だけでございますので、入浴に来た方には丁寧に説明して、温泉の方で対応にあたるというふうを考えてございますが、影響額につきましてはほとんど出ないのではないかなというふうにおさえているところでございます。

○議長（荒木正光君） ほかがございせんか。

中川議員。

○10番（中川信幸君） 19節の地域おこしに協力隊活動補助金ということで、100万補正してるんですけども、これは主にどこの部分に対しての補正なのか、それをお願いいたします。

○議長（荒木正光君） 原田企画課長。

○企画課長（原田和人君） こちらにつきましては、地域おこし協力隊の企業に関する補助金ということで、国の方でも100万円という制度を設けて特別交付税の中で100万円を全額補助しますよという制度がございまして、退任、最終年度の1年間、または辞めた後1年間はこういった制度使ますよという、地域おこし協力隊に対する支援制度でございまして、それにのっかって地域おこし協力隊の方から事業計画が上がってきたものでございまして、いま新冠キッチンで八百屋屋さん展開してございますが、そういった中におきましてワンダーレジと言いますか、AIレジと言われているものでございまして、先端技術のレジを導入したいと、これにつきましては野菜をそのまま機械通すことによって精算が可能と、また今流行るクレジット、電子マネーが使えるということでお店の方もかなり労力軽減、コスト軽減なるということでぜひ導入したいということで、事業計画が上がってきたものでございます。

○議長（荒木正光君） ほかがございせんか。

竹中議員。

○6番（竹中 進一君） 6番竹中です。関連質問になるようでしたら議長さんに止めていただいているんですけど、ただいまありましたワンダーレジのことについてですけども、これは国の50%補助の対象になるのではないかと思いますけれども、それとの兼ね合いはどのようになっておりますか。消費税増税に伴ってイトインと、それから持ち帰りの部分とか、それから10%と8%のその区分けを一つのレジでできるようにするために、国がそういうものを設置しなさいよということで導入に当たって50%の補助制度今なされてると思うんですけども、これは今回のこのレジというのはその50%の補助には対象となっているのかのことにしてお伺いしたい。

○議長（荒木正光君） 原田企画課長。

○企画課長（原田和人君） そこまでは詳細は確認してございせんけれども、例えばコンビニであればイトインですか、税率が違う場合の対応が出てきた場合に、そういった部分も必要なのかなという気はいたしますけども、八百屋さんは野菜売りですから、消費税は10%ということで固定されておりますので、その辺で補助になるかどうかはちょっといま定かではございせん。

○議長（荒木正光君） ほかがございせんか。

堤議員。

○11番（堤俊昭君） 同じく19節について伺いますけれども、地域おこし協力隊の制度が始まって10年以上が過ぎたということになるようでありまして、3年任期を全うして企業に繋がったのは全体の2割というふうな記事読んだことがあります。新冠町にとっても第一号ということでありまして、本人にはしっかり頑張ってもらいたいと思っておりますし、私たちも野菜を買って応援をしていかなければならないというふうに思います。いよいよこれは最後の補助金、支援金ということになってくるんだろうというふうに思いま

すけれども、この 100 万円の補助は十分わかりますけども、A I レジというもの、そのものというものは幾らするのかについて伺いたいと思います。

○議長（荒木正光君） 原田企画課長。

○企画課長（原田和人君） 事業費につきましては 177 万円ほど見込まれているということで伺ってございます。

○議長（荒木正光君） ほかがございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、同ページ、7 款土木費、1 項道路橋梁費ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、17 ページ、4 項下水道費ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、同ページ、8 款消防費、1 項消防費ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、同ページ、9 款教育費、1 項教育総務費ありませんか。

中川議員。

○10 番（中川信幸君） 教育振興補助金ということで、たしかこれは新冠中学校の野球部が新人戦のような形で全道大会に行く時の経費だと思うんですけど、これはなんか聞くところによると 11 名しか部員がいなくて、それでよく頑張ったなということで思うんですけども、これは大体遠征費含めて個人負担はないのかなというふうに思うんですけど、できれば個人負担なしで選手に頑張ってもらいたいのと思うんですけど、その点について伺います。

○議長（荒木正光君） 工藤管理課長。

○管理課長（工藤匡君） お答えいたします。今回滝川市の方で行われますけれども、負担金を徴さない形で宿泊料 3 日分、それから昼食代、それから飲料代を補助する予算を計上しておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（荒木正光君） ほかによろしいですか。

長浜議員。

○2 番（長浜謙太郎君） 2 番長浜です。道徳教育推進校補助金について伺います。今回新冠中学校が指定されたということでございますが、その指定の経緯、背景、要因等の詳細について伺います。

○議長（荒木正光君） 工藤管理課長。

○管理課長（工藤匡君） 道徳教育推進校ですけども、全道で全 208 校対象としています。これについては、道徳教育の実践の指定校受けたいということで申請に基づいて行ってい

るものです。日高管内では様似の様似小学校、それから新冠町の新冠中学校の2校が指定されております。内容につきましては、新冠中学校の方で10月31日の日に全道の道徳研究大会、全道規模の道徳研究大会を実施するというようになっております。以上です。

○議長（荒木正光君） ほかがございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、18ページ、3項中学校費ありませんか。
酒井議員。

○3番（酒井益幸君） 3番酒井です。15節の中学校トイレへ改修工事について伺います。施工時期の工事と施工時期の概要と工事日数などを教えてください。

○議長（荒木正光君） 中村副町長。

○副町長（中村義弘君） 工事の始まりですとか、工期につきましては、今回議決いただいて予算が確定した後に指名選考委員会等を行った中で工期とか決めていきたいと考えてございます。また、工事の概要という話でございましたけども、総務課長の説明にもありましたように1階から3階までの18個の生徒用トイレを全部ウォシュレット型に替えようという工事内容となっております。

○議長（荒木正光君） ほかがございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、同ページ、4項認定こども園費ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、同ページ、10款災害復旧費、1項公共土木施設災害復旧費ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、歳入に入ります。8ページをお開きください。
質疑はページごと一括して行います。

8ページ、11款分担金及び負担金、13款国庫支出金、1項国庫負担金、2項国庫補助金ありませんか。

長浜議員。

○2番（長浜謙太郎君） 2番長浜です。13款国庫出資金の2項の中学校大規模改修事業補助金についてお伺いいたします。先ほども答弁いただいた件のトイレの18箇所の補修ということですが、これは18箇所ですべて完了となるのか。それとも、今後もこういった補助事業によって整備を進めていくという予定なのかどうか、お伺いいたします。

○議長（荒木正光君） 工藤管理課長。

○管理課長（工藤匡君） 新冠中学校のトイレにつきましては、全29箇所のうち洋式は24箇所ございまして、体育館のトイレを除いた18箇所について今回そういう工事を行う予定です。中学校のトイレにつきましてはこれで終了する予定をしております。また、新

冠小学校についてはすべてが洋式、それからウオシュレット化されておりますので、これについても計画はございません。それから朝日小学校の方ですけれども、14 箇所のうち 11 箇所が洋式になってます。そのうち、ことし予算をいただいたんですけれども、1 箇所洋式化にして、それからウオシュレット化にしております。今後、この朝日小学校については今後の検討になるというふうと考えてございます。

○議長（荒木正光君） ほかがございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、9 ページ、14 款道支出金、1 項道負担金、2 項道補助金、3 項道委託金、18 款繰越金ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、10 ページ、19 款諸収入、20 款町債ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、歳入歳出の全般にわたって質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第 44 号に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第 44 号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、議案第 44 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 5 議案第 45 号

○議長（荒木正光君） 日程第 5、議案第 45 号 令和元年度新冠町簡易水道事業特別会計補正予算を議題とをいたします。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑は歳入歳出一括して行います。

発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

引き続き討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（荒木正光君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第 45 号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、議案第 45 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 6 議案第 46 号

○議長（荒木正光君） 日程第 6、議案第 46 号 令和元年度新冠町下水道事業特別会計補正予算を議題とをいたします。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑は歳入歳出を一括して行います。

発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

引き続き討論行います。

反対討論の発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（荒木正光君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第 46 号について採決行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、議案第 46 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 7 議員派遣の件

○議長（荒木正光君） 日程第 7、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり派遣することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（荒木正光君） ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件はお手元に配りましたとおり派遣することに決定をいたしました。

◎日程第 8 発委第 3 号

○議長（荒木正光君） 日程第 8、発委第 3 号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施

策の充実強化を求める意見書の提出についてを問題といたします。

提案理由の説明を求めます。

説明者 森林・林業・林産業活性化新冠町議会議員連盟 竹中進一会長。

○6番（竹中進一君） 発委第3号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実強化を求める意見書の提出について、提案理由並びに意見書の内容について説明させていただきます。

本意見書につきましては、本年8月23日付で北海道森林・林業・林産業活性化促進議員連盟連絡会から決議要請があったため、議会運営基準の請願等運用方針後により、議会運営委員会として地方自治法第99条の規定により、別紙意見書を新冠町議会会議規則第14条第3項の規定に基づき提出するものです。次ページをお開きください。林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実強化を求める意見書、本道の森林は全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全地球温暖化防止等の多面的機能が期待されている。これらの機能を十分に発揮させるため、地域の特性に応じた森林整備と林業・木材業の振興について必要な措置を講ずることを要望する。地方自治法第99条の規定により提出する。意見書提出機関は掲載のとおりです。

以上が、発委第3号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実強化を求める意見書の提出についてです。ご審議の上、採択くださいますようお願いいたします。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本件については議会運営委員会から提出されていますので、質疑討論を省略し直ちに採決いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ご異議なしと認めます。

これより発委第3号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、発委第3号は原案のとおり可決されました。

本案につきましては、それぞれの関係機関に提出することといたします。

◎日程第9 会議案第10号ないし日程第11 会議案第12号

○議長（荒木正光君） 日程第9、会議案第10号、日程第10、会議案第11号、日程第11、会議案第12号 閉会中の継続調査及び継続審査について、以上3件を一括議題といたします。

総務産業常任委員会、社会文教常任委員会、議会広報常任委員会、議会運営委員会の各委員長から所管事務調査について、平成30年度新冠町一般会計等決算審査特別委員会の

委員長から付託事件の審査について、それぞれ会議規則第 75 条の規定により、お手元に配付いたしましたとおり閉会中の継続調査及び継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査及び継続審査に付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（荒木正光君） 異議なしと認めます。

よって、会議案第 10 号から第 12 号は各委員長からの申し出のとおり継続調査及び継続審査することに決定いたしました。

◎閉会の議決

○議長（荒木正光君） これをもって本定例会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。会議規則第 7 条の規定により、令和元年第 3 回新冠町議会定例会を本日で閉会いたしたいと思えます。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（荒木正光君） ご異議ないものと認めます。

本定例会は、本日で閉会することに決定をいたしました。

◎閉議宣告

○議長（荒木正光君） それでは本日の会議を閉じます。

◎閉会宣告

○議長（荒木正光君） これをもって、令和元年第 3 回新冠町議会定例会を閉会いたします。

ご苦勞様でございました。

(午後 1 時 3 3 分 閉会)